答弁第一五七号平成十九年四月十三日受領

内閣衆質一六六第一五七号

平成十九年四月十三日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

衆 議 院 議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が保有するワインについての物品管理簿に関する質問に対し、 別紙答弁

書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が保有するワインについての物品管理簿に関する質問に対する答弁

書

一について

外務省において確認できた範囲では、 平成十九年三月十四日にアルベールビショウ・ドメーヌパヴィヨ

ン・ブルゴーニュ・シャルドネ二〇〇二を購入し、その価格は千五百八十五円である。

二から四までについて

外務省において、 お尋ねの物品に係る物品管理簿については、 物品管理法 (昭和三十一年法律第百十三

号 等の関連法令上必要とされる事項を記載又は記録しており、 適正に作成している。 同簿は電子的に作

成しておらず、 また、 お尋ねの購入価格は記載又は記録していない。